

「関西広域連合 令和5年度オンライン de 伝統文化教室」実施業務 仕様書

1 業務名

「関西広域連合 令和5年度オンライン de 伝統文化教室」実施業務

2 業務目的

関西各地にゆかりのある伝統文化を、その歴史や背景などとともに取り上げ、コロナ禍で体験機会を喪失した関西の子どもたちに鑑賞・学習・体験できる機会を広く提供し、次世代への継承につなげる。

3 業務期間

契約締結日～令和6年2月9日

4 業務内容

(1) 配信会場の選定・確保及び参加対象者

- ・大阪府（大阪市）、京都府（京都市）、兵庫県（神戸市）内の3エリアを配信会場とし、1エリアにつき1会場を選定、手配すること。
- ・開催日数は3日とすること（1エリアにつき1日開催）
- ・参加対象者は関西在住の小中学生及びその保護者とする。
- ・対象者はすべてオンラインで参加することとし、現地会場での参加は認めない。

(2) 体験団体との派遣調整及びイベント運営

委託者と調整の上、以下について、受託者において手配を行い、円滑なプログラム実施を実現すること。

- ・体験団体の手配、連絡調整、当日のアテンド、時間管理、団体出演経費の支払い・参加者の体験に必要な教材キットの手配及び購入及び源泉税の納税。
- ・配信会場の手配、会場管理者との連絡調整、会場設営・撤去。
なお、上記のうち、後述する「和ろうそく」「いけばな体験」「阿波和紙体験」「交野節おどり」「奈良墨体験」においては、委託者が直接体験団体に出演料及び体験教材キット代金に係る必要経費の支払を行う。
- ・進行管理（タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本その他資料作成を含む）の実施。
なお、イベントの司会者の出演費用は委託者が支払う。
- ・参加者の募集・受付・案内（参加者数の把握含む）。
- ・出演者及び施設等の安全管理。
- ・イベント保険への加入と保険料の支払（対人・対物補償を含んだ損害賠償責任補償）

(3) 撮影・配信・編集

- ・撮影、配信等に必要な機材一式を準備すること。
- ・事前に配信のリハーサルを行うこと。
- ・動画配信サイト等を活用しオンラインにてライブ配信を行い、関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局公式 YouTube チャンネルにおいてアーカイブを視聴できるように編集すること。
- ・配信動画は無料で視聴できるようにすること。
- ・ライブ配信のアクセス数を記録し、報告すること。
- ・アーカイブ配信用動画の画質のクオリティはフルハイビジョン以上、画面比は16対9とすること。

(4) 実施体験の想定

以下の体験を組み込み実施すること。なお、参加費は無料とし、各体験の参加者数は40名程度とする。

①交野ヶ原・交野節おどり体験

交野ヶ原・交野節おどりの実演、特徴・歴史等の解説の他、参加者が踊り方を学び、体験する。子どもにもわかりやすいイラストを多く用いた参考図書等を活用する。

②いけばな体験

いけばなの実演、特徴・歴史等の解説の他、予め参加者にいけばなの体験キット等を送付し、実際にいけばなを体験してもらう。

③奈良墨体験

奈良墨（大同元年（806年）に空海が唐から製法を持ち帰り、興福寺二諦坊で作ったのが始まりとされる墨。国指定伝統工芸品。）の特徴・歴史等の解説、墨作りの実演を行い、予め参加者に墨作りキットを送付し、手で墨を作る「にぎり墨」を体験してもらう。

④根来塗体験

根来塗（鎌倉時代、紀伊国根来寺（和歌山県岩出市）の僧徒が製作した漆器が始まりとされる塗装技法。和歌山県指定伝統工芸品。）の実演、特徴・歴史等の解説を行い、予め参加者に箸の漆塗りキットを送付し、漆塗りを体験してもらう。

⑤阿波和紙体験

阿波和紙（国指定伝統的工芸品、徳島県無形文化財）の特徴・歴史等の解説、紙すき等の阿波和紙作成の実演を行い、予め参加者に阿波和紙作成体験キットを送付し、和

紙作りや和紙の感触を体験してもらう。

⑥和ろうそく体験

和ろうそく（兵庫県指定伝統的工芸品）の特徴・歴史等の解説を行い、予め参加者に和ろうそくの絵付け体験キットを送付し、和ろうそくの手触りや灯りの魅力等を体験してもらう。

(5) 事業実施にあたっての留意点

小中学生に伝統文化の魅力を、わかりやすく伝え、楽しく学びながら親しみを持てる内容とすること。また、質問コーナーを設け、体験団体と参加者、参加者と参加者のオンライン上の交流を図ること。

(5) 広報・記録

- ・多くの小中学生が伝統文化を体験する機会を得られるよう、参加意欲を高める効果的なチラシや SNS 等を活用した情報発信など、効果的な広報を行うこと。なお、広報チラシの作成は受託者において行うこと。
- ・事業報告用に各体験の様子を記録撮影すること。

5 事業完了報告

事業終了後、事業完了報告として、下記の成果物をまとめ、提出すること。

- ・納期：令和6年2月9日
- ・成果物：委託内容及び成果に関する報告書（紙＋電子） 2部
アーカイブ配信用電子データ（mp4形式）及びDVD 3枚
- ・納品場所：関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化課
（京都府文化生活部文化政策室）

6 留意事項

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に委託者と協議の上、決定することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、安全かつ円滑、正確に行うこと。
- (3) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定すること。
- (4) 作成、配信した動画や広報物等、全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品

- の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (5) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
 - (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
 - (7) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び視聴者等の個人情報の取り扱いについては契約書による。
 - (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
 - (9) 新型コロナウイルス感染症対策について、スタッフのほか、出演者などの外部参加者に対して、必要な措置を講じること。